



青木あすなろ建設

第75回 定時株主総会招集ご通知

■ 日 時

2015年6月18日(木)午前10時

■ 場 所

東京都港区芝四丁目8番2号
TCGビル 1階

■ 決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役11名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

目 次

第75回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	3
連結計算書類	19
計算書類	22
監査報告書	25
株主総会参考書類	28

青木あすなろ建設株式会社

証券コード：1865

株 主 各 位

東京都港区芝四丁目8番2号
青木あすなろ建設株式会社
代表取締役社長 上 野 康 信

第75回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第75回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2015年6月17日（水曜日）当社営業時間終了の時（午後5時30分）までに到着するようにご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2015年6月18日（木曜日）午前10時
なお、午前9時40分から「会社紹介ビデオ」を上映いたします。
2. 場 所 東京都港区芝四丁目8番2号
TCGビル 1階
3. 目的事項
報告事項
 1. 第75期（2014年4月1日から2015年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第75期（2014年4月1日から2015年3月31日まで）
計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役11名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

以 上

- ~~~~~
- (1) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - (2) 代理人によるご出席の場合は、株主様ご本人の議決権行使書用紙とともに代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください。(代理人は、定款の定めにより本総会の議決権を有する他の株主1名様に限らせていただきます。)
 - (3) 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.aaconst.co.jp/>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。
 - (4) 第75期期末配当金のお支払いについて
当社は、2015年4月22日開催の取締役会において、第75期に係る期末配当金として1株当たり15円をお支払いすること、および支払開始日を2015年6月19日とさせていただくことを決議いたしました。
 - (5) その他本招集ご通知に関する事項
本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および定款第16条の規定にもとづき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.aaconst.co.jp/>) に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。

事業報告

(2014年4月1日から
2015年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、消費税率引き上げ等の影響を受け個人消費に弱さがみられたものの、政府による経済対策や日銀による金融緩和策を背景に、企業収益や雇用・所得環境の改善が続き、景気は全体としては緩やかな回復基調で推移しました。

建設業界におきましては、公共投資の順調な推移や民間設備投資の増加等により受注環境は改善してきたものの、建設技能労働者の需給状況や資材価格の動向については、依然として注視が必要であり、施工・コスト面においては不透明な経営環境が続きました。

このような状況の中で、当社グループは「持続的発展に向け着実なステップアップ」を基本テーマに掲げ、「個人・組織力のレベルアップ」と「収益力の強靱化」に取り組んでまいりました。

その結果、受注高につきましては、建築事業は43,206百万円（前期比25.6%増）となり、土木事業は112,400百万円（前期比19.9%増）、不動産事業も含めた全体では157,160百万円（前期比21.2%増）となりました。

売上高につきましては、受注高の増加に加え手持工事が順調に進捗したことにより、建築事業は33,178百万円（前期比5.7%増）、土木事業は91,828百万円（前期比5.0%増）、不動産事業は1,553百万円（前期比2.6%増）、全体では126,560百万円（前期比5.2%増）となりました。

利益につきましては、グループをあげて原価の低減と経費の節減に注力し利益確保に努めました結果、採算性が大幅に改善し、営業利益は3,705百万円（前期比69.7%増）、経常利益は3,709百万円（前期比58.5%増）、当期純利益は2,837百万円（前期比76.8%増）となり、前連結会計年度に引き続き増収増益の決算となりました。

なお、当社グループは成長性と収益性を高め、継続的・安定的に企業価値の向上を図るうえで連結営業利益を重要な経営指標の一つとしております。当連結会計年度の営業利益は、2004年4月にあすなろ建設株式会社と株式会社青木建設が合併し、青木あすなろ建設株式会社が発足して以来、最高益となりました。

これもひとえに、株主の皆様をはじめ、当社にかかわる多くのステークホルダーの方々のご支援の賜物と深く感謝申し上げます。

当連結会計年度における事業別の受注高・売上高・繰越高は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分		前連結会計年度 繰 越 高	当連結会計年度 受 注 高	当連結会計年度 売 上 高	翌連結会計年度 繰 越 高
建 設 事 業	建 築	28,170	43,206	33,178	38,198
	土 木	63,847	112,400	91,828	84,419
不 動 産 事 業		－	1,553	1,553	－
計		92,017	157,160	126,560	122,617

当連結会計年度の主な受注工事は以下のとおりであります。

発 注 者 名 称	工 事 名 称
防衛省	シュワブ（Ｈ２６）ケーソン新設工事（１工区） ※
独立行政法人都市再生機構	２６－（仮称）和泉市立小中一貫校建設工事
東日本高速道路株式会社	東北自動車道蓮田サービスエリア（新上り線）工事
首都高速道路株式会社	高速横浜環状北線トンネル避難施設他工事
福島県	福島県庁北庁舎整備（建築）工事
コマツゼネラルサービス株式会社	伊豆富士見高原小松ケ原別荘地道路・水道施設等移管工事

（注）※は、子会社みらい建設工業㈱の受注工事、その他は当社の受注工事であります。

当連結会計年度の主な完成工事は以下のとおりであります。

発 注 者 名 称	工 事 名 称
国土交通省	国道４５号吉浜道路工事
防衛省	習志野（２４）隊庁舎新設建築その他工事
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	仙台東西線、八木山トンネル他
西日本高速道路株式会社	東九州自動車道中津工事
宮城県	石巻市黄金浜地区災害公営住宅新築工事
ダイハツ工業株式会社	久留米開発センター試験棟建設工事

- ② 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

- ③ 設備投資の状況
特筆すべき事項はありません。
- ④ 資金調達の状況
特筆すべき事項はありません。
- ⑤ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑥ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑦ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

⑧ 対処すべき課題

今後10年間の建設市場は、「2020年度までは人材不足の問題はあるものの拡大が続き、その後は縮小傾向に転換するものの大幅な落ち込みはない」と考えられます。

このような状況の中で当社グループは、この10年間で果敢にイノベーションを推進する時と位置付け、中期的な基本方針として「持続的発展に向けた経営基盤の構築」を図ってまいります。

2016年3月期は「持続的発展に向けた強固な事業基盤の整備」をテーマとし、「社員力・技術力・組織力のレベルアップ」をキーワードに、主に受注強化を重点施策とする「事業の成長と収益拡大を実現させるための戦略」と、主に人材の確保・育成を重点施策とする「経営基盤を強化するための戦略」にグループ丸となって取り組んでまいります。

また、これらの施策を着実に実行し、売上の拡大と経営効率を推進することにより連結ベースの売上高営業利益率3%以上を継続的に維持できる体制を構築することを重要な経営目標の一つとしております。

株主の皆様におかれましては、今後とも、格別のご理解を賜りますとともに、変わらぬご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。

(2) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

	第72期 (2011年4月1日から 2012年3月31日まで)	第73期 (2012年4月1日から 2013年3月31日まで)	第74期 (2013年4月1日から 2014年3月31日まで)	第75期 (当連結会計年度) (2014年4月1日から 2015年3月31日まで)
受 注 高 (百万円)	94,771	112,980	129,651	157,160
売 上 高 (百万円)	91,277	103,288	120,331	126,560
営 業 利 益 (百万円)	1,250	1,763	2,183	3,705
経 常 利 益 (百万円)	2,147	1,878	2,340	3,709
当 期 純 利 益 (百万円)	1,524	1,117	1,605	2,837
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	25.27	18.77	26.67	47.08
純 資 産 (百万円)	56,074	56,499	56,245	55,230
総 資 産 (百万円)	88,234	90,359	96,728	97,929

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均発行済株式総数にもとづいて算出しております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

	第72期 (2011年4月1日から 2012年3月31日まで)	第73期 (2012年4月1日から 2013年3月31日まで)	第74期 (2013年4月1日から 2014年3月31日まで)	第75期 (当事業年度) (2014年4月1日から 2015年3月31日まで)
受 注 高 (百万円)	50,646	57,771	72,165	85,500
売 上 高 (百万円)	48,200	52,144	62,424	65,878
経 常 利 益 (百万円)	909	855	991	1,743
当 期 純 利 益 (百万円)	504	520	846	1,787
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	8.36	8.75	14.06	29.65
純 資 産 (百万円)	42,907	42,728	45,420	43,518
総 資 産 (百万円)	59,218	59,008	65,453	65,599

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均発行済株式総数にもとづいて算出しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は持株会社である㈱高松コンストラクショングループであり、当社の議決権数の76.9%を保有しております。

当社は、高松コンストラクショングループの傘下企業の中で、中核企業として位置付けられ、高松コンストラクショングループの企業理念の下、下記の子会社のグループ経営を担っております。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
み ら い 建 設 工 業 (株)	2,500百万円	100.0%	総合建設業
青 木 マ リ ー ン (株)	90百万円	100.0%	海上埋立工事、海上工事、 港湾工事、陸上土木工事
あ す な ろ 道 路 (株)	80百万円	100.0%	道路工事、舗装工事
東 興 ジ オ テ ッ ク (株)	80百万円	100.0%	法面保護工事、地盤改良工事、 爆砕工事、保温・耐火工事
(株) エ ム ズ	40百万円	90.0% (90.0%)	建築リノベーション工事
新 潟 み ら い 建 設 (株)	10百万円	100.0%	舗装工事、一般土木工事
(株) 島 田 組	85百万円	100.0%	埋蔵文化財発掘調査、土木工事
(株) ア ク セ ス	40百万円	100.0%	埋蔵文化財発掘調査、土木工事

(注) 当社の議決権比率の()内は、間接所有割合を表示しており内数であります。

③ その他重要な関連会社の状況

該当事項はありません。

(4) 主要な事業内容（2015年3月31日現在）

当社グループは、当社および子会社8社により構成され、建設事業および不動産事業を主な事業内容とし、(株)高松コンストラクショングループのグループ企業として、これらに関連する事業をおこなっております。

(5) 主要な事業所（2015年3月31日現在）

① 当社の事業所

本社（東京都港区）

本店

東京土木本店、東京建築本店（東京都港区）

大阪本店、大阪建築本店（大阪市北区）

支店

北海道支店（札幌市）、東北支店（仙台市）、横浜支店（横浜市）、名古屋支店（名古屋市）、北陸支店（新潟市）、神戸支店（神戸市）、中四国支店（広島市）、九州支店（福岡市）

研究所

技術研究所（つくば市）

② 子会社の事業所

みらい建設工業(株)（東京都港区）

青木マリーン(株)（神戸市東灘区）

あすなろ道路(株)（札幌市中央区）

東興ジオテック(株)（東京都港区）

(株)エムズ（東京都中央区）

新潟みらい建設(株)（新潟県南魚沼郡）

(株)島田組（大阪府八尾市）

(株)アクセス（大阪府八尾市）

(6) 従業員の状況（2015年3月31日現在）

① 企業集団の従業員数

セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
建築事業	321名	3名減
土木事業	1,164名	38名増
不動産事業	24名	10名増
全社（共通）	96名	8名増
合計	1,605名	53名増

（注）1. 従業員数は就業人員数であります。

2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、セグメントに帰属していない人員であります。

② 当社の従業員数

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
746名	30名増	46.6才	20.1年

（注）従業員数は就業人員数であります。

(7) 主要な借入先の状況（2015年3月31日現在）

① 企業集団の主要な借入先の状況

該当事項はありません。

② 当社の主要な借入先の状況

該当事項はありません。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特筆すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2015年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数

普通株式	208,000,000株
A種株式	28,864,500株
計	236,864,500株

(2) 発行済株式の総数

普通株式	56,116,682株(自己株式 2,983,318株を除く)
A種株式	－株
計	56,116,682株

(3) 当事業年度末の株主数

普通株式	4,018名
A種株式	－名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数			持株比率 (%)
	普 通 株 式	A 種 株 式	株 式 数 合 計	
㈱高松コンストラクショングループ	43,134,500株	－	43,134,500株	76.9
日本マスタートラスト信託銀行㈱（信託口）	970,700株	－	970,700株	1.7
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505001	788,016株	－	788,016株	1.4
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	647,200株	－	647,200株	1.1
日本トラスティ・サービス 信託銀行㈱（信託口）	570,200株	－	570,200株	1.0
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	561,000株	－	561,000株	0.9
クレディ スイス アーゲー チューリツヒ エーアイエフ ファンズ	431,100株	－	431,100株	0.7
青木あすなろ建設協力工事業者持株会	424,778株	－	424,778株	0.7
ゴールドマン サックス インターナショナル	336,035株	－	336,035株	0.5
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウント ジェイピーアールデイ アイエスジー エフイー・エイシー	256,970株	－	256,970株	0.4

- (注) 1. 当社は、自己株式を2,983,318株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

① A種株式の転換（取得および消却）

当社の親会社である㈱高松コンストラクショングループがその全てを保有していたA種株式は、2015年2月4日に同社から9,064,500株（発行済A種株式の全株式）について転換請求がなされ、当社は同日開催の取締役会においてA種株式9,064,500株を取得し、同数の普通株式を交付することを決議しました。

また、取得したA種株式9,064,500株は同日付にて消却しました。

なお、A種株式の概要は以下のとおりです。

- ・ 議決権がないこと以外は普通株式と異なる非上場の株式（無議決権普通配当株式）です。
- ・ 取締役会の決議により、いつでも普通株式に転換ができ、この場合、A種株式は普通株式に1対1の比率で、無償で転換されます。

② 自己株式の取得および消却

当社は、会社法第165条第3項の規定に読み替えて適用される同法第156条第1項および当社定款にもとづき、2015年2月4日開催の取締役会の決議により、2015年2月5日から2015年3月5日までの間に公開買付けにより4,503,240株の自己株式を総額3,237百万円で取得しました。

また、当社は、会社法第178条の規定にもとづき、2015年3月17日開催の取締役会の決議により、2015年3月27日に4,500,000株の自己株式を消却しました。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（2015年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 会 長	石 田 優	(株)高松コンストラクショングループ取締役
代 表 取 締 役 社 長	上 野 康 信	(株)高松コンストラクショングループ取締役
代 表 取 締 役	吉 武 宣 彦	本社統轄本部長兼管理本部長兼営業企画本部長
取 締 役	江 村 秀 穂	新規事業統轄本部長兼事業管理本部長
取 締 役	今 井 宏	建築統轄本部長兼建築技術本部長兼東京建築本店長
取 締 役	橋 本 富 亘	土木統轄本部長兼土木技術本部長兼東京土木本店長
取 締 役	高 松 孝 之	(株)高松コンストラクショングループ取締役名誉会長
取 締 役	朴 木 義 雄	(株)高松コンストラクショングループ代表取締役会長
取 締 役	小 川 完 二	(株)高松コンストラクショングループ代表取締役社長
取 締 役	市 木 良 次	高松建設(株)代表取締役会長 (株)高松コンストラクショングループ取締役
取 締 役	北 村 明	(株)高松コンストラクショングループ取締役
常 勤 監 査 役	齋 川 貞 夫	
監 査 役	櫛 田 隆 治	税理士
監 査 役	朝 田 純 一	

- (注) 1. 監査役 齋川貞夫氏、櫛田隆治氏および朝田純一氏は、社外監査役であります。
2. 監査役 櫛田隆治氏は、税理士として財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、監査役 朝田純一氏を東京証券取引所の定めにもとづく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

【ご参考】 2015年4月1日現在の執行役員は次のとおりであります。

(※印の執行役員は取締役を兼務しております。)

地 位	氏 名	担 当
社 長 執 行 役 員	※ 上 野 康 信	
副 社 長 執 行 役 員	※ 吉 武 宣 彦	本社統轄本部長兼営業企画本部長
専 務 執 行 役 員	※ 江 村 秀 穂	新規事業統轄本部長兼事業管理本部長
常 務 執 行 役 員	※ 今 井 宏	建築統轄本部長兼建築技術本部長兼東京建築本店長
常 務 執 行 役 員	※ 橋 本 富 亘	土木統轄本部長兼東京土木本店長
常 務 執 行 役 員	篠 田 孝	営業企画本部副本部長
常 務 執 行 役 員	元 木 洋	営業企画本部副本部長
常 務 執 行 役 員	辻 井 靖	大阪土木本店長
上 席 執 行 役 員	小野寺 弘 幸	東京建築本店副本店長
上 席 執 行 役 員	大 下 仁 司	復興事業本部長兼東北支店長
上 席 執 行 役 員	高 橋 禎 夫	土木技術本部長兼東京土木本店副本店長
上 席 執 行 役 員	衛 藤 崇 史	大阪建築本店長
上 席 執 行 役 員	国 竹 治 之	管理本部本部長兼業務集中センター長
執 行 役 員	楠 本 秀 裕	事業管理本部副本部長
執 行 役 員	大 森 俊 介	営業企画本部副本部長
執 行 役 員	田 野 慎一郎	大阪土木本店副本店長兼九州支店長
執 行 役 員	藤 井 宏	復興事業本部副本部長兼東北支店副支店長
執 行 役 員	北 村 俊 男	横浜支店長
執 行 役 員	角 田 稔	管理本部副本部長
執 行 役 員	清 治 茂	東京土木本店副本店長
執 行 役 員	牛 島 栄	技術研究所長

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支給人数	支給額	摘 要
取 締 役	6名	147百万円	取締役報酬限度額は、月額20百万円以内 (1992年6月26日開催「第52回定時株主総会」決議)
監 査 役	3名	16百万円	監査役報酬限度額は、月額3百万円以内 (1992年6月26日開催「第52回定時株主総会」決議)
合 計	9名	164百万円	

(注) 当事業年度末の取締役は11名であります。
上記取締役の支給人数と相違しているのは、無報酬の取締役5名を除いているためであります。

(3) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
監 査 役	齋 川 貞 夫	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し発言をおこなっております。 また、監査役会16回のうち16回に出席し、監査に関する意見交換、重要事項の協議をおこなっております。
監 査 役	櫛 田 隆 治	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席し、主に税務的な見地から適宜質問し発言をおこなっております。 また、監査役会16回のうち16回に出席し、監査に関する意見交換、重要事項の協議をおこなっております。
監 査 役	朝 田 純 一	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し発言をおこなっております。 また、監査役会16回のうち15回に出席し、監査に関する意見交換、重要事項の協議をおこなっております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と監査役 櫛田隆治氏および朝田純一氏は、会社法第427条第1項の規定にもとづき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、その職務をおこなうにつき善意かつ重大な過失がないときは、法令が定める最低責任限度額としております。

(4) 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、従前より社外取締役の選任について検討しておりましたが、前回改選期には当社の求める知見および独立性を有した適切な候補者が見つからなかったことなどもあり、当事業年度末日において社外取締役を置いておりません。

しかしながら、今般の会社法改正やその他の社会情勢の変化などを踏まえ、社外取締役の人選に取り組んだ結果、当社の求める知見および独立性を有した適任者を得ることができましたので、2015年6月18日開催予定の第75回定時株主総会に社外取締役候補者を含む取締役選任議案を上程いたします。

(5) 社外役員の報酬等の総額

区 分	人 数	報 酬 等 の 額	親会社または当該親会社の子会社からの役員報酬等
監 査 役	3名	16百万円	一百万円

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	40百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	51百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法にもとづく監査と金融商品取引法にもとづく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意にもとづき会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

(1) 当社および子会社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループでは、取締役は、「取締役会規程」および「決裁規程」にもとづき、その職務の執行をおこなうにあたり、法令、定款、企業理念および諸規程に則り行動し、その職責を果たすこととしております。
- ② 当社グループでは、取締役会が企業倫理および社会的責任にたらし、経営方針およびその執行方法に適法性、妥当性、相当性の欠落はないか、善管注意義務違反、不作為による忠実義務違反がないか自ら検証することが使命であると位置付けております。
- ③ 当社および子会社の内部監査部門は、連携をとって各社の内部監査を随時実施しております。
- ④ 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与えるあらゆる反社会的勢力および団体に対しては、毅然とした態度で臨み、関係遮断を徹底しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役会の決定に関する記録について、「取締役会規程」「文書管理規程」および「機密文書管理規程」に則り作成保存および管理しております。

(3) 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ① 当社グループでは、各社が損失の危険の管理に関する事項は、「決裁規程」および「リスク管理規程」に定めており、重要事項については取締役会で決議しております。
- ② 当社は、子会社の重大なリスク発生等を把握し、グループに影響を及ぼす事項を統括しております。特にリスクが高い事項については、子会社の取締役会で決議する前に、当社へ報告することとしております。

(4) 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制

- ① 当社グループでは、取締役会は、執行役員を任命し経営と業務執行との分離をはかることにより、取締役会の職務の執行の効率性をはかるとともに、執行役員の業務執行が経営方針と合致しているか検証し、目標実現に向けて指導ならびに指示をあたえております。
- ② 当社は、取締役会の審議のさらなる活性化と、ガバナンスおよび経営監督機能の強化のため、社外取締役を選任することといたします。
- ③ 当社は、子会社の取締役会が適切に意思決定をおこない、チェック機能を果たすよう支援し、その決議事項が適正なものかを管理しております。

(5) 当社および子会社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループでは、社員全員に「企業理念」カードを配布し、日々唱和をおこない、企業理念に則った行動をとるよう努めております。
- ② 当社グループでは、共通のグループ報やコンプライアンス委員会から役職員全員に法令遵守が企業活動の前提であることを繰り返し伝え、役職員の法令、定款および諸規程の遵守についての周知徹底をはかっております。
- ③ 当社および子会社の内部監査部門は、連携をとって各社の内部監査を随時実施しております。

(6) 会社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループは、純粋持株会社である(株)高松コンストラクショングループの一員であり、当社が当社の子会社の業務執行に係る事項についての支援および管理をおこなうこととしております。
- ② グループとしての一体感を形成するため「TCGグループ憲章」に従い、各社が共通した企業理念にもとづいて適正かつ適法な企業活動をおこなうこととしております。
- ③ グループ各社が相互に緊密に連携をとり、子会社の自主独立による発展をはかるとともに、グループトータルの企業価値の増大をはかるため、「親会社と子会社に関する規程」を定めております。
- ④ 当社主催のAAG社長会を定期的に開催して、実効性を高める体制をとり、各社の業務の適正の確保に努めております。
- ⑤ 当社は、子会社が報告すべき事項を定め、定期的あるいは発生の都度報告を受けております。

(7) 監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が、職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、必要に応じて、同使用人を置くこととします。

(8) 監査役が職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 補助者に対しては、監査役が直接、指揮監督し統括することとしております。
- ② 補助者の監査役補助職務に係る人事評価は監査役がおこない、人事異動・懲戒処分に関しては監査役の同意を得ておこなうこととしております。

(9) 当社および子会社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 当社取締役は、会社に著しい影響を及ぼす事実が発生し、または発生するおそれがあるときは、監査役に速やかに報告します。
- ② 監査役は、一部子会社の監査役を兼任し、各社の業務遂行状況等の報告を受ける体制としております。
- ③ 監査役は、必要があると認めたときは、取締役および社員に報告を求めることができることとしております。
- ④ 内部監査・内部統制部門および経営管理部門は、当社グループにおける内部監査、リスク管理等の現状を報告することとしております。
- ⑤ グループ各社で内部通報規程を定め、グループの役職員からの通報窓口を当社の監査役とするとともに、当該通報をしたことを理由とする、解雇その他の不利益な取り扱いを禁止しております。

(10) その他監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制

- ① 監査役会は、会計監査人および内部監査・内部統制部門から監査内容について説明を受けるとともに、必要な情報の交換をおこなうなど連携をはかっております。
- ② 監査役の職務執行に係る費用については、あらかじめ予算に計上し、請求に応じております。また、臨時に発生した費用についても、正当性を確認のうえ、請求に応じております。

6. 会社の支配に関する基本方針

特筆すべき事項はありません。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

株主の皆様への利益還元を経営上の重要な課題の一つと位置付け、財務体質の強化のため、必要な株主資本の充実に努めるとともに、安定した配当を継続しつつ、企業業績に応じた利益還元をおこなうことを基本方針としております。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、上記の方針にもとづき、業績等を総合的に勘案した結果、前事業年度の1株当たり普通配当12円（合併10周年記念配当1円を除く）から3円増配し、1株当たり15円とさせていただきます。

連結貸借対照表

(2015年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	(83,957)	流 動 負 債	(33,498)
現 金 預 金	28,639	工 事 未 払 金	19,995
受取手形・完成工事未収入金等	45,145	未 払 法 人 税 等	732
販 売 用 不 動 産	2,493	未 成 工 事 受 入 金	6,475
未 成 工 事 支 出 金	55	完 成 工 事 補 償 引 当 金	575
不 動 産 事 業 支 出 金	661	工 事 損 失 引 当 金	113
未 収 入 金	5,381	賞 与 引 当 金	1,071
繰 延 税 金 資 産	597	そ の 他	4,533
そ の 他	1,174	固 定 負 債	(9,200)
貸 倒 引 当 金	△190	再評価に係る繰延税金負債	288
固 定 資 産	(13,972)	退 職 給 付 に 係 る 負 債	8,328
有 形 固 定 資 産	(7,325)	船 舶 特 別 修 繕 引 当 金	99
建 物 ・ 構 築 物	1,276	そ の 他	483
機 械 ・ 運 搬 具 ・ 工 具 器 具 備 品	492	負 債 合 計	42,699
船 舶	1,120	純 資 産 の 部	
土 地	4,351	株 主 資 本	(55,286)
リ ー ス 資 産	84	資 本 金	5,000
無 形 固 定 資 産	(221)	資 本 剰 余 金	23,766
投 資 そ の 他 の 資 産	(6,424)	利 益 剰 余 金	28,440
投 資 有 価 証 券	3,811	自 己 株 式	△1,920
長 期 貸 付 金	10	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	(△77)
長 期 未 収 入 金	1,166	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	636
繰 延 税 金 資 産	606	土 地 再 評 価 差 額 金	43
そ の 他	1,295	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△756
貸 倒 引 当 金	△464	少 数 株 主 持 分	(21)
資 産 合 計	97,929	純 資 産 合 計	55,230
		負 債 純 資 産 合 計	97,929

連結損益計算書

(2014年4月1日から
2015年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高	125,007	126,560
完成工事高	1,553	
不動産事業売上高		
売上原価	114,191	115,565
完成工事原価	1,373	
不動産事業売上原価		
売上総利益	10,815	10,995
完成工事総利益	179	
不動産事業総利益		
販売費及び一般管理費		7,289
営業利益		3,705
営業外収益		
受取利息及び配当金	60	142
償却債権取立益	45	
その他の	36	
営業外費用		
支払払利息	108	139
自己株式取得費用	25	
その他の	5	
経常利益		3,709
特別利益		
固定資産売却益	11	11
その他の	0	
特別損失		
減損損失	55	115
訴訟関連損	49	
その他の	11	
税金等調整前当期純利益		3,604
法人税、住民税及び事業税	1,046	764
法人税等調整額	△281	
少数株主損益調整前当期純利益		2,840
少数株主利益		2
当期純利益		2,837

連結株主資本等変動計算書

(2014年4月1日から
2015年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	5,000	25,571	27,591	△1,579	56,583
会計方針の変更による累積的影響額			△109		△109
会計方針の変更を反映した当期首残高	5,000	25,571	27,481	△1,579	56,473
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△788		△788
当 期 純 利 益			2,837		2,837
自 己 株 式 の 取 得				△3,237	△3,237
自 己 株 式 の 消 却		△1,805	△1,091	2,897	—
土地再評価差額金の取崩			0		0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					—
連結会計年度中の変動額合計	—	△1,805	959	△340	△1,187
当 期 末 残 高	5,000	23,766	28,440	△1,920	55,286

	その他の包括利益累計額				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土 地 再 評 価 差 額 金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	322	28	△707	△357	19	56,245
会計方針の変更による累積的影響額						△109
会計方針の変更を反映した当期首残高	322	28	△707	△357	19	56,136
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						△788
当 期 純 利 益						2,837
自 己 株 式 の 取 得						△3,237
自 己 株 式 の 消 却						—
土地再評価差額金の取崩						0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	314	15	△49	280	1	281
連結会計年度中の変動額合計	314	15	△49	280	1	△905
当 期 末 残 高	636	43	△756	△77	21	55,230

貸借対照表

(2015年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	(47,990)	流 動 負 債	(17,511)
現 金 預 金	15,787	工 事 未 払 金	9,496
受 取 手 形	169	未 払 法 人 税 等	49
電 子 記 録 債 権	2,198	未 払 消 費 税 等	2,223
完 成 工 事 未 収 入 金	24,740	未 成 工 事 受 入 金	3,801
販 売 用 不 動 産	1,605	完 成 工 事 補 償 引 当 金	55
未 成 工 事 支 出 金	18	賞 与 引 当 金	507
不 動 産 事 業 支 出 金	661	そ の 他	1,379
短 期 貸 付 金	400	固 定 負 債	(4,568)
未 収 入 金	1,726	退 職 給 付 引 当 金	4,394
繰 延 税 金 資 産	405	そ の 他	174
そ の 他	337	負 債 合 計	22,080
貸 倒 引 当 金	△59	純 資 産 の 部	
固 定 資 産	(17,608)	株 主 資 本	(42,924)
有 形 固 定 資 産	(3,259)	資 本 金	(5,000)
建 物 ・ 構 築 物	892	資 本 剰 余 金	(23,766)
機 械 ・ 運 搬 具	75	資 本 準 備 金	23,766
工 具 器 具 ・ 備 品	56	利 益 剰 余 金	(16,079)
土 地	2,235	利 益 準 備 金	500
無 形 固 定 資 産	(157)	そ の 他 利 益 剰 余 金	15,579
投 資 そ の 他 の 資 産	(14,190)	別 途 積 立 金	14,500
投 資 有 価 証 券	3,043	繰 越 利 益 剰 余 金	1,079
関 係 会 社 株 式	8,885	自 己 株 式	(△1,920)
長 期 貸 付 金	9	評 価 ・ 換 算 差 額 等	(593)
長 期 前 払 費 用	311	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	593
長 期 未 収 入 金	1,013	純 資 産 合 計	43,518
長 期 保 証 金	669	負 債 純 資 産 合 計	65,599
繰 延 税 金 資 産	505		
そ の 他	53		
貸 倒 引 当 金	△299		
資 産 合 計	65,599		

損 益 計 算 書

(2014年4月 1 日から
2015年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
高 高		
上 成 工 事 上 高	64,327	65,878
売 不 動 産 事 業 売 上 高	1,551	
原 価		
上 成 工 事 原 価	59,789	61,102
売 不 動 産 事 業 売 上 原 価	1,313	
総 利 益		
上 成 工 事 総 利 益	4,537	4,776
売 不 動 産 事 業 総 利 益	238	
一 般 管 理 費		3,673
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,102
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	689	730
そ の 他	41	
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	59	90
自 己 株 式 取 得 費 用	25	
そ の 他	4	
経 常 利 益		1,743
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	4	4
そ の 他	0	
特 別 損 失		
訴 訟 関 連 損 失	33	33
そ の 他	0	
税 引 前 当 期 純 利 益		1,713
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	153	△73
法 人 税 等 調 整 額	△227	
当 期 純 利 益		1,787

株主資本等変動計算書

(2014年4月1日から
2015年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資 準 備 金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利 益 準 備 金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	5,000	23,766	1,805	25,571	500	14,500	1,123	16,123
会計方針の変更による累積的影響額							47	47
会計方針の変更を反映した当期首残高	5,000	23,766	1,805	25,571	500	14,500	1,171	16,171
事業年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当							△788	△788
当 期 純 利 益							1,787	1,787
自 己 株 式 の 取 得								
自 己 株 式 の 消 却			△1,805	△1,805			△1,091	△1,091
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	△1,805	△1,805	—	—	△91	△91
当 期 末 残 高	5,000	23,766	—	23,766	500	14,500	1,079	16,079

	株 主 資 本		評価・換算 差 額 等	純 資 産 計
	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有価証券評価 差 額 金	
当 期 首 残 高	△1,579	45,115	305	45,420
会計方針の変更による累積的影響額		47		47
会計方針の変更を反映した当期首残高	△1,579	45,163	305	45,468
事業年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当		△788		△788
当 期 純 利 益		1,787		1,787
自 己 株 式 の 取 得	△3,237	△3,237		△3,237
自 己 株 式 の 消 却	2,897	—		—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)		—	288	288
事業年度中の変動額合計	△340	△2,238	288	△1,949
当 期 末 残 高	△1,920	42,924	593	43,518

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2015年5月11日

青木あすなる建設株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人			
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松 井 隆 雄	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福 島 英 樹	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、青木あすなる建設株式会社の2014年4月1日から2015年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、青木あすなる建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書			
青木あすなる建設株式会社 取締役会 御中		2015年5月11日	
有限責任 あずさ監査法人			
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松井隆雄	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福島英樹	印
当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、青木あすなる建設株式会社の2014年4月1日から2015年3月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。 計算書類等に対する経営者の責任 経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。 監査人の責任 当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。 監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。 当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。 監査意見 当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。 利害関係 会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。 以 上			

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2014年4月1日から2015年3月31日までの第75期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員及び内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び執行役員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2015年5月12日

青木あすなる建設株式会社 監査役会

常勤監査役(社外監査役)	齋 川 貞 夫 ㊟
監 査 役(社外監査役)	櫛 田 隆 治 ㊟
監 査 役(社外監査役)	朝 田 純 一 ㊟

以 上

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由
- (1) A種株式の規定の削除

発行済A種株式全株の普通株式への転換により発行済A種株式がなくなったこと、およびA種株式の新規発行の予定がないことから当該規定を削除するものであります。
- (2) 発行可能株式総数の減少

A種株式の規定の削除にともない、発行可能株式総数を減少させるものであります。
- (3) 責任限定契約の締結範囲の拡大

改正会社法の施行により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことにともない、その期待される役割を十分に発揮できるよう、業務執行をおこなわない取締役および社外監査役でない監査役と賠償責任を限定する契約を締結できるよう変更するものであります。
なお、この定款の変更については各監査役の同意を得ております。
- (4) その他

定款第7条の削除にともない、現行定款第8条以下を1条づつ繰り上げるものであります。
2. 定款変更の内容
- 変更の内容は次のとおりであります。

(下線を付した部分は変更箇所であります。)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、2億3,686万4,500株とする。このうち、2億800万株は普通株式、2,886万4,500株はA種株式とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、2億800万株とする。
(A種株式) 第7条 当会社は、議決権の無いこと以外は普通株式と異なるA種株式(無議決権普通配当株式)を発行することができる。	(削除)
2. 取締役会の決議により、A種株式は普通株式に転換することができる。この場合、A種株式は普通株式に1対1の比率で無償で転換されるものとする。	

現 行 定 款	変 更 案
第8条 (条文省略) (単元株式数) 第9条 当会社の単元株式数は、<u>普通株式、A種株式</u>とも100株とする。 第10条～第27条 (条文省略) (社外取締役との責任限定契約) 第28条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、善意かつ重大な過失がないときは、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。 第29条～第34条 (条文省略) (社外監査役との責任限定契約) 第35条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、善意かつ重大な過失がないときは、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。 第36条～第40条 (条文省略)	第7条 (現行どおり) (単元株式数) 第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。 第9条～第26条 (現行どおり) (取締役との責任限定契約) 第27条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間に、善意かつ重大な過失がないときは、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。 第28条～第33条 (現行どおり) (監査役との責任限定契約) 第34条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、善意かつ重大な過失がないときは、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。 第35条～第39条 (現行どおり)

第2号議案 取締役11名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（11名）が任期満了となります。
つきましては、取締役11名の選任をお願いいたしたく、その候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当 社 普 通 株 式 の 通 数
1	いし だ まさる 石 田 優 (1949年4月2日生)	1999年4月 高松建設(株)常務取締役大阪本店長 2001年4月 小松建設工業(株)（あすなろ建設(株)）専務執行役員建築統括 2001年6月 同社専務取締役兼専務執行役員建築統括 2004年4月 当社取締役副社長兼副社長執行役員 2004年6月 高松建設(株)取締役 2005年4月 当社取締役 2005年6月 高松建設(株)代表取締役社長 2008年10月 (株)高松コンストラクショングループ取締役（現任） 2014年4月 当社代表取締役会長（現任） 2014年4月 高松建設(株)取締役（現任） (重要な兼職の状況) (株)高松コンストラクショングループ取締役	36,700株
2	うえ の やす のぶ 上 野 康 信 (1949年10月23日生)	1972年4月 (株)青木建設入社 2002年4月 同社常務執行役員大阪本店長 2002年7月 同社取締役兼常務執行役員大阪本店長 2004年4月 当社取締役兼専務執行役員大阪本店長 2010年6月 当社代表取締役兼専務執行役員土木担当兼大阪土木本店長 2011年4月 当社代表取締役兼副社長執行役員土木本部長兼土木技術本 部長兼大阪地区関係会社担当 2011年11月 当社代表取締役兼副社長執行役員土木本部長兼土木技術本 部長兼東日本復興事業本部担当 2013年4月 当社代表取締役社長兼社長執行役員（現任） 2013年6月 (株)高松コンストラクショングループ取締役（現任） (重要な兼職の状況) (株)高松コンストラクショングループ取締役	15,300株
3	よし なは のぶ ひこ 吉 武 宣 彦 (1952年11月19日生)	2002年4月 (株)りそな銀行執行役員営業推進本部担当 2005年6月 同社常務執行役員東京営業部長兼大手町営業部長 2008年4月 同社常務執行役員首都中央地域担当 2009年6月 昭和リース(株)取締役会長 2012年6月 当社代表取締役兼副社長執行役員 2013年4月 当社代表取締役兼副社長執行役員本社統括兼管理本部長兼 営業本部長 2014年10月 当社代表取締役兼副社長執行役員本社統轄本部長兼管理本 部長兼営業企画本部長 2015年4月 当社代表取締役兼副社長執行役員本社統轄本部長兼営業企 画本部長（現任）	7,700株

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告 書

株 主 総 会 参 考 書 類

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所 有 する 当 社 普 通 株 式 の 数
4	えむら ひで 穂 江 村 秀 穂 (1952年1月1日生)	2004年 4 月 高松建設㈱取締役専務執行役員大阪本店長 2007年 4 月 当社専務執行役員東京本店長兼東京建築本店長 2007年 6 月 当社取締役兼専務執行役員東京本店長兼東京建築本店長 2008年 9 月 みらい建設工業㈱取締役兼副社長執行役員建築本店長 2010年 4 月 当社専務執行役員建築担当 2010年 6 月 当社取締役兼専務執行役員建築担当 2011年 4 月 当社取締役兼専務執行役員建築本部長兼建築技術本部長 2014年10月 当社取締役兼専務執行役員新規事業統轄本部長兼事業管理 本部長（現任）	11,100株
5	いま い こう 今 井 宏 (1953年2月4日生)	1971年 4 月 小松建設工業㈱（あすなろ建設㈱）入社 2002年 6 月 同社執行役員東京建築本店建築工事部長 2004年 4 月 当社執行役員東京建築本店副本店長 2005年 4 月 当社常務執行役員東京建築本店副本店長 2010年 4 月 当社常務執行役員東京建築本店長 2013年 6 月 当社取締役兼常務執行役員東京建築本店長 2014年10月 当社取締役兼常務執行役員建築統轄本部長兼建築技術本部 長兼東京建築本店長（現任）	5,600株
6	はし ちとみ のぶ 橋 本 富 昌 (1955年1月4日生)	1978年 4 月 ㈱青木建設入社 2008年 6 月 当社執行役員企画開発本部副本部長 2009年 4 月 当社執行役員管理本部副本部長 2010年 4 月 当社常務執行役員東京土木本店長 2013年 4 月 当社常務執行役員土木本部長兼土木技術本部長兼東京土木 本店長 2013年 6 月 当社取締役兼常務執行役員土木本部長兼土木技術本部長兼 東京土木本店長 2014年10月 当社取締役兼常務執行役員土木統轄本部長兼土木技術本部 長兼東京土木本店長 2015年 4 月 当社取締役兼常務執行役員土木統轄本部長兼東京土木本店 長（現任）	5,700株
7	たか まつ たか ゆき 高 松 孝 之 (1937年9月27日生)	1965年 6 月 高松建設㈱代表取締役社長 1990年 4 月 同社代表取締役会長 2002年 7 月 ㈱青木建設取締役 2005年 6 月 高松建設㈱取締役名誉会長（現任） 2008年10月 ㈱高松コンストラクショングループ取締役名誉会長（現任） 2013年 6 月 当社取締役（現任） （重要な兼職の状況） ㈱高松コンストラクショングループ取締役名誉会長	一株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所 有 する 当 社 普 通 株 式 の 数
8	ほの きの よし お 朴 木 義 雄 (1942年4月9日生)	2001年 4 月 小松建設工業(株) 社長執行役員兼特別顧問 2001年 6 月 同社代表取締役社長兼社長執行役員 2004年 4 月 当社代表取締役会長兼会長執行役員 2008年10月 (株)高松コンストラクショングループ代表取締役社長 2010年 4 月 当社代表取締役会長 2010年 6 月 当社取締役 (現任) 2011年 6 月 高松建設(株)取締役 (現任) 2012年 4 月 (株)高松コンストラクショングループ代表取締役会長 (現任) (重要な兼職の状況) (株)高松コンストラクショングループ代表取締役会長	45,800株
9	お がわ かん じ 小 川 完 二 (1949年7月3日生)	2004年 4 月 高松建設(株)代表取締役副社長執行役員 2004年 4 月 当社取締役 (現任) 2006年 1 月 (株)金剛組代表取締役社長 2008年10月 (株)高松コンストラクショングループ代表取締役副社長 2009年 8 月 高松建設(株)取締役 (現任) 2012年 4 月 (株)高松コンストラクショングループ代表取締役社長 (現任) 2012年 4 月 (株)金剛組代表取締役会長 (現任) (重要な兼職の状況) (株)高松コンストラクショングループ代表取締役社長	17,600株
10	いち き りょう じ 市 木 良 次 (1948年5月1日生)	1971年 4 月 (株)青木建設入社 2001年 6 月 同社執行役員東北支店長 2002年 4 月 同社常務執行役員営業本部長 2002年 7 月 同社代表取締役社長兼社長執行役員 2004年 4 月 当社代表取締役社長兼社長執行役員 2008年10月 (株)高松コンストラクショングループ取締役 (現任) 2009年 8 月 高松建設(株)取締役 2013年 4 月 当社代表取締役会長兼会長執行役員 2014年 4 月 当社取締役 (現任) 2014年 4 月 高松建設(株)代表取締役会長 (現任) (重要な兼職の状況) 高松建設(株)代表取締役会長 (株)高松コンストラクショングループ取締役	33,200株

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当 社 普 通 株 式 の 数
11	妹 尾 泰 輔 (1946年8月1日生)	1997年 6 月 光洋精工(株)取締役 2001年 6 月 同社常務取締役 2004年 6 月 同社専務取締役 2006年 1 月 (株)ジェイテクト（光洋精工(株)と豊田工機(株)が合併）専務取 締役 2009年 6 月 光洋機械工業(株)代表取締役社長 2012年 6 月 同社相談役 2014年 6 月 同社顧問（現在）	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 妹尾泰輔氏は、新任の社外取締役候補者であります。
3. 妹尾泰輔氏は、経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営全般に助言いただくことで、当社のコーポレートガバナンスを一層強化できると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 取締役候補者 高松孝之、朴木義雄、小川完二、市木良次および妹尾泰輔の5氏の選任が承認されたときは、各人は業務を執行しない取締役として就任する予定ですので、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は各人との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約における賠償責任の限度額は、職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
5. 妹尾泰輔氏は、東京証券取引所の定めにもとづく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認可決された場合、独立役員として届け出る予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

2014年6月19日開催の第74回定時株主総会において補欠監査役に選任された渡邊隆氏の予選の効力は、本総会開始の時をもって失効しますが、今期は補欠監査役の選任をおこなわず、コーポレートガバナンス体制の一層の強化をはかるため、新たに監査役1名の選任をお願いし、監査役を4名とするものであります。

なお、本議案に関しましては、各監査役の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 株 社 普 通 の 数
せき ふみ お 関 房 雄 (1951年2月9日生)	1998年4月 (株)小松製作所秘書室長 2002年7月 コマツ西日本(株) (現 コマツ建機販売(株)西日本カンパニー) 代表取締役社長 2008年4月 (株)小松製作所執行役員総務管掌、コーポレートコミュニケーション部長兼C S R室長 2010年4月 同社常務執行役員総務・広報・C S R・コンプライアンス管掌 2013年4月 同社顧問 (現在)	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 候補者は、新任の社外監査役候補者であります。
3. 候補者は、(株)小松製作所で執行役員としてCSR・コンプライアンス分野に携わって来られ、その豊富な経験と見識を当社の監査体制に活かしていただけると判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 候補者の選任が承認されたときは、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約における賠償責任の限度額は、職務の遂行について善意かつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
5. 候補者は、東京証券取引所の定めにもとづく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認可決された場合、独立役員として届け出る予定であります。

第4号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

当社の取締役および監査役の報酬額は、1992年6月26日開催の定時株主総会においておのの月額の限度内で決議いただいておりますが、経営情勢の変化等諸般の事情と役員賞与を報酬枠内で支給することを考慮して、次のとおり改めるものであります。

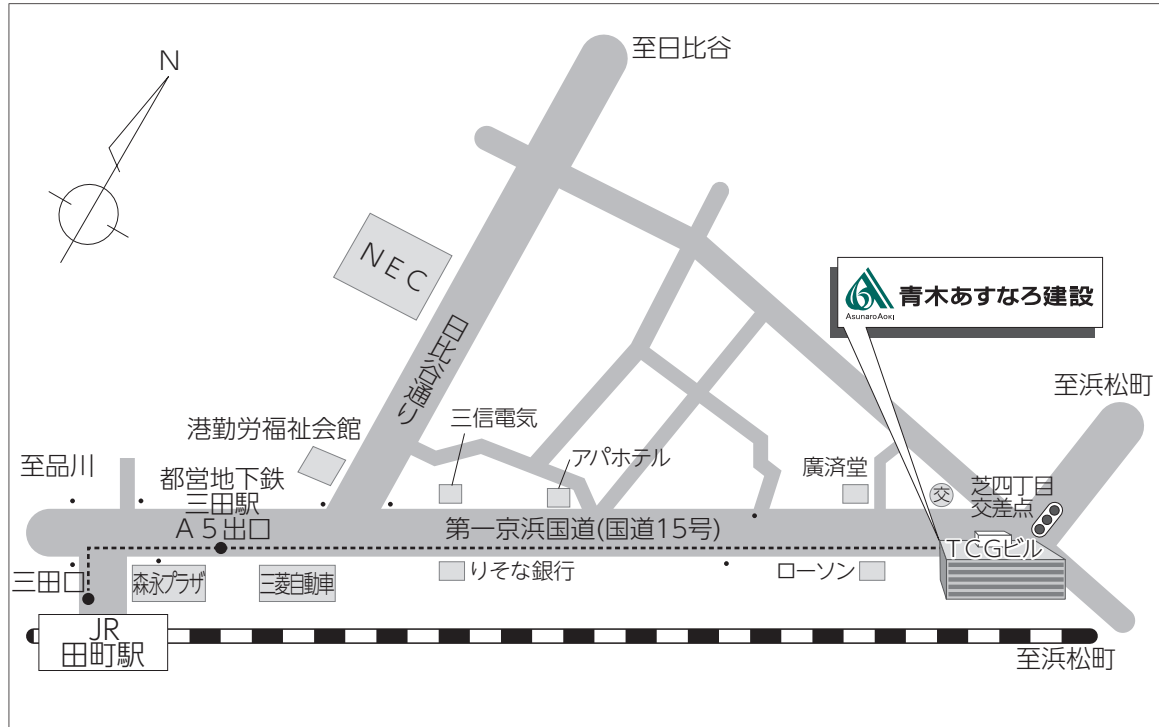
1. 取締役の報酬を「月額2,000万円以内」から「年額2億5,000万円以内（うち社外取締役分3,000万円以内）」へ改定
2. 監査役の報酬を「月額300万円以内」から「年額5,000万円以内（うち社外監査役分3,500万円以内）」へ改定

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたいと存じます。

対象となる取締役・監査役の員数は、第2号議案が原案どおり承認可決されますと取締役11名（うち社外取締役1名）に、第3号議案が原案通り承認可決されますと監査役4名（うち社外監査役4名）となります。

以 上

株主総会会場ご案内図



<住 所>

東京都港区芝四丁目8番2号

TCGビル1階

電 話 (03) 5419-1011 (代表)

<交 通>

J R山手線

『田町駅』 三田口より約800m (徒歩約9分)

都営三田線・浅草線

『三田駅』 A5出口より約500m (徒歩約6分)

駐車場スペースがございませんので、お車でのご来社はお遠慮くださいますようお願い申し上げます。

見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

UD
FONT